低高圧架空電線の高さ No.1

道路や線路等の上を架空電線が横切る場合がありますが、架空電線にある程度の高さがないと、車や電車等に接触して危険です。
そのため、「電気設備技術基準の解釈 第68条」において、低高圧架空電線の高さについて次のように規定されています。

第68条

1、低圧架空電線又は高圧架空電線の高さは、以下の表に規定する値以上であること。

区 分		高 さ
道路を横断する場合 （車両の往来がまれであるもの及び歩行の用にのみ供される部分を除く）		路面上 6m
鉄道又は軌道を横断する場合		レール面上 5.5m
低圧架空電線を横断歩道橋の上に施設する場合		横断歩道橋の路面上 3m
高圧架空電線を横断歩道橋の上に施設する場合		横断歩道橋の路面上 3.5m
上記以外	屋外照明用であって、絶縁電線又はケーブルを使用した対地電圧150V以下のものを交通に支障のないように施設する場合	地表上 4m
	低圧架空電線を道路以外の場所に施設する場合	地表上 4m
	その他の場合	地表上 5m

2、低圧架空電線又は高圧架空電線を水面上に施設する場合は、電線の水面上の高さを船舶の航行等に危険を及ぼさないように保持すること。

3、高圧架空電線を氷雪の多い地方に施設する場合は、電線の積雪上の高さを人、又は車両の通行等に危険を及ぼさないように保持すること。

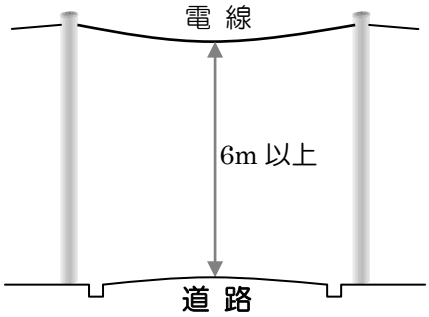

道路を横断する場合には、路面上 6m 以上の高さにしなければなりません。
ただし、車両の往来がまれであるもの、歩行者専用の部分は除きます。

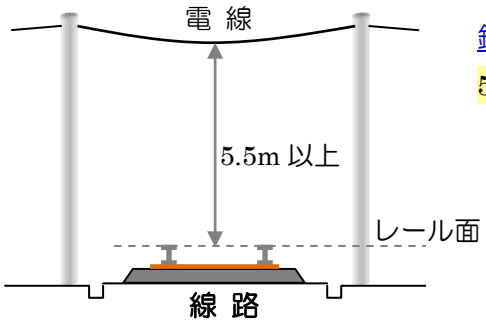

鉄道又は軌道を横断する場合には、レール面上 5.5m 以上の高さにしなければなりません。

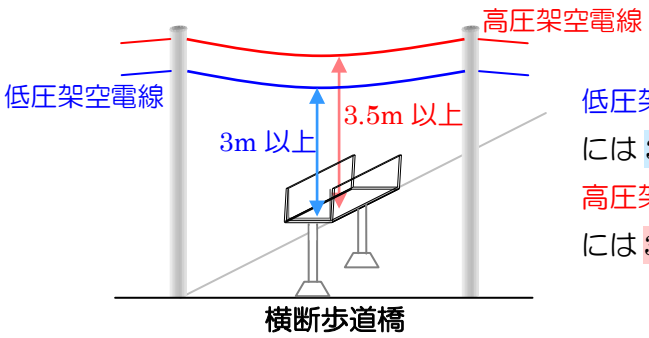

低圧架空電線を横断歩道橋の上に施設する場合には 3m 以上、
高圧架空電線を横断歩道橋の上に施設する場合には 3.5m 以上の高さにしなければなりません。

電線に雪が積もって電線のたわみが大きくなった状態でも人や車両の通行等に危険がない高さに保持する。